

白山市役所 おくやみ手続きコーナーのご案内

このたびは _____様のご逝去にあたり、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、医療保険、介護保険、市税をはじめとして手続きが必要となります。

各担当課の窓口にてその手続きを行うこともできますが、手続きに伴うご遺族様の負担を少しでも軽減することができるよう専用窓口の「おくやみ手続きコーナー」を設けております。「おくやみ手続きコーナー」では、複数の課での手続きを一か所で行うことができますので、ご案内いたします。

おくやみ手続きコーナーは、原則予約制です。

コーナーの受付開始時間は 平日 9:30～、13:30～、15:00～(1日3回)

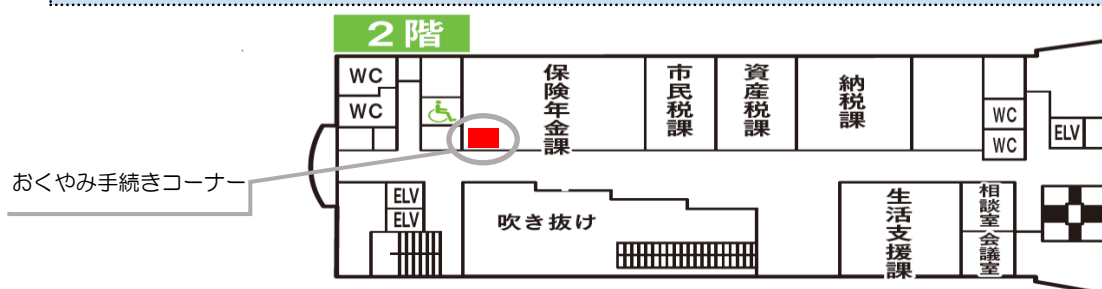
予約の受付時間は 平日 9:00～17:00

予約・問い合わせ先

白山市役所(本庁)2階 保険年金課 おくやみ手続きコーナー

電話 076-274-9534

「おくやみ手続きの予約です」とお伝えください。



ご利用案内

○手続きに必要なものをご準備ください。(裏面のとおり)

※手続きの種類によっては、記載されたもの以外のものも必要となる場合があります。

○手続きできる方は、相続人の方です。

相続人が複数の場合は、代表の方をお選びください。

※相続人が来庁できず、代理人(相続権のない親族等)が手続きされる場合は、委任状が必要です。

○手続きの種類や数によっては、受付時間が長くなる場合があります。

○手続きは、おくやみ手続きコーナーをご利用にならずに、各担当課窓口や各支所・市民サービスセンターでも行えます。(予約は不要です。)

窓口にお越しになる方の名義のもの

- 認め印（相続人代表者・喪主）
- お越しいただく方の本人確認書類（下記のいずれか）
 - ・写真付きのもの1点・・・運転免許証、個人番号カード、パスポート等
 - ・写真付きのものがない場合2点・・・健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等
- 預貯金通帳または口座の分かるもの（相続人代表者・喪主）
- 引き落とし口座を変更する場合、
預貯金通帳と銀行届出印、キャッシュカード

亡くなられた方の名義のもの

- 国民健康保険被保険資格確認書・後期高齢者医療保険資格確認書
 - 年金手帳・年金証書
 - 介護保険被保険者証
 - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - 印鑑登録証
 - 個人番号カードまたは通知カード
(各種手続きで必要となる場合があるかもしれませんが、しばらく保管することをお勧めします。)
 - 障害者医療受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、こども医療費受給者証など
- ※ 亡くなられた方のもので、無くされた、見当たらない場合などございましたら手続きの際にお伝えください。

主な手続き（該当欄に○印のある項目）

該当欄	手続き項目	担当課	該当欄	手続き項目	担当課
	国民健康保険資格確認書等の返還	保険年金課 274-9528		印鑑登録証の返還	市民課 274-9525
	後期高齢者医療資格確認書等の返還			個人番号カード・通知カードの返還	
	国民健康保険加入世帯の世帯主が死亡の場合世帯全員の資格確認書の差替			斎場使用許可書兼火葬許可証 斎場使用・死体火葬許可書 (未記入又は訂正箇所がありましたのでご持参ください)	
	葬祭費の申請				
	国民年金関係				
	介護保険被保険者証の返還	長寿介護課 274-9529		世帯主を_____様に 変更させていただきました。	
	各種福祉手帳の返還 (身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳)	障害福祉課 274-9526		上記以外の方に世帯主を変更される場合、世帯主変更届の提出	

その他の手続き

手続き項目	手続きの際に持参していただくもの	担当課
子育て支援医療給付金	子どもの変更加入した健康保険資格確認書等	子育て支援課 274-9575
児童手当・特例給付 (認定請求)	新たな受給者の保険証・マイナンバーカード・通知カード 口座番号の分かるもの・免許証等本人確認書類	
未支払 児童手当・特例給付 請求	児童名義の口座の分かるもの	
児童手当・特例給付 別居監護申立	児童のマイナンバーカード(通知カード) 免許証等本人確認書類	
児童扶養手当	手当証書・請求者の児童名義の口座の分かるもの	
児童扶養手当額改定	戸籍謄本(死亡の記載のあるもの)・手当証書	
原動機付自転車等の 名義変更(または廃車)	ナンバープレート	
水道・下水道の使用者変更		企業総務課 274-9533
犬の登録事項変更		環境課 274-9538
墓地使用权承継	墓地使用許可書(前使用者のもの) 承継者の住民票(本籍記載のあるもの) 前使用者の戸籍又は除籍謄本 前使用者と承継者の関係が分かる戸籍謄本	
※森林の土地の所有者の変更		
※農地の相続人代表者の届出		農業委員会 274-9583
※農業者年金の請求		
※市営住宅に入居されている 方が死亡の場合	届出が必要ですので、建築住宅課まで ご連絡ください。	建築住宅課 274-9567
<p>土地や建物の相続により登記の名義を変更するためには、不動産の所在地を管轄する法務局に所有権移転登記の申請が必要です。(法務局のホームページ等を参照してください。)</p> <p>また、土地や建物の所有者が死亡されたとき、約3ヶ月後に資産税課から相続に関するお問い合わせが届く場合があります。</p>		資産税課 274-9524

※は、おくやみ手続きコーナーにて受付できません。ご了承ください。

厚生年金・共済年金等にご加入されていた場合の手続きについては 右記事務所にお問い合わせください。	金沢南年金事務所 (076) 245-2311 または、最寄りの年金事務所
---	---

死亡に伴う各種手続き等を代理人が行う場合には、委任状が必要となりますので下記様式を参考にしてください。

(例) 戸籍に関する証明書の請求をする場合、直系親族以外の方は委任状が必要です。
住民票・税に関する証明書の請求をする場合は、同一世帯以外の方は委任状が必要です。

(注) 死亡の記載のある戸籍の取得ができるようになるには、死亡届が受理された日から一週間程度かかります。

委 任 状

(あて先) 白山市長

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

委任事項

_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、介護保険の保険料(税)の還付並びに高額療養費の支給、その他の給付の手続きに関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限
- 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- 住居異動届の届出に関する権限
- 戸籍証明書の交付並びに受領の権限